

議案第9号

県立学校の教育職員の業務量等の管理に関する規則の新設について

県立学校の教育職員の業務量等の管理に関する規則の新設について、別紙のとおり議決を求めます。

令和2年3月20日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

◇県立学校の教育職員の業務量等の管理に関する規則

1 規則の制定理由

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部が改正され、教育職員の正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量その他教育職員の健康及び福祉の確保に関して適切な管理を行うための措置について、教育委員会が別に定めることとされたことに伴い、規則を制定する。

2 規則の概要

- (1) 県立学校の教育職員の時間外業務時間の上限の範囲について定める。
- (2) 特例的な場合における県立学校の教育職員の時間外業務時間の上限の範囲等について定める。
- (3) この規則に定めるもののほか、教育職員の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量その他教育職員の健康及び福祉の確保に関して適切な管理を行うための措置について必要な事項については、教育委員会が別に定める。
- (4) 施行期日は、令和2年4月1日とする。

3 その他

県議会2月定例会に付議している義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例が原案のとおり可決された場合、その公布日以降に公布するものとする。

県立学校の教育職員の業務量等の管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鳥取県条例第50号）第7条の規定に基づき、県立学校の教育職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量その他県立学校の教育職員の健康及び福祉の確保に関する事項の管理のために必要な措置について定めるものとする。

(在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の上限)

第2条 教育委員会は、県立学校の教育職員の在校等時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、県立学校の教育職員が児童生徒等に係る通常予見されない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6月

(その他の事項)

第3条 この規則に定めるもののほか、県立学校の教育職員の業務の量その他県立学校の教育職員の健康及び福祉の確保に関する事項の管理のために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。